

神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬
及び費用弁償に関する条例

平成19年3月30日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する第203条の2の規定に基づき、次に掲げる者（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額及び支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 広域連合長
- (2) 副広域連合長
- (3) 選挙管理委員
- (4) 監査委員
- (5) 運営協議会委員
- (6) 情報公開・個人情報保護審査会委員
- (7) 行政不服審査会委員
- (8) 前各号に掲げる者以外の非常勤の職員

(報酬の額)

第2条 前条第1号から第6号に掲げる者の受ける報酬の額は、別表のとおりとする。

2 前条第5号に掲げる者において、地方公共団体の常勤の職を兼ねる場合で、当該地方公共団体から受けるべき給与があるときは、これらの者に対する報酬は支給しない。

3 前条第7号に掲げる非常勤の職員の受ける報酬の額は、日額3万円を超えない範囲内で任命権者が定める。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、その勤務日数に応じて支給する。

2 報酬の支給定日は、毎月末日（その日が広域連合の休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、前日とし、その日がさらに日曜日等に当たるときはその前日）とする。ただし、広域連合長が特に必要と認める場合は、勤務の都度支給することができる。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が職務を行うため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 費用弁償の額及び支給方法については、神奈川県後期高齢者医療広域連合の一般職の職員に支給する旅費の規定に準ずる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成19年2月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月27日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成20年9月1日から適用する。

附 則 (平成22年1月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年8月29日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(検討)

2 広域連合長は、平成25年度において、後期高齢者医療制度の実施の状況等を勘案し、別表について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成28年3月28日条例第6号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職名		支給区分	報酬額
広域連合長			支給しない
副広域連合長			支給しない
選挙管理委員会	委員長	日額	7,000円
	委員	日額	6,000円
監査委員	代表監査委員	日額	7,000円
	監査委員	日額	6,000円
運営協議会委員		日額	3,000円
情報公開・個人情報保護審査会委員		日額	16,000円
行政不服審査会委員		日額	16,000円